

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省
直轄工事及び業務の対応について

令和2年4月20日 2予第185号

大臣官房参事官（経理）から大臣官房統計部長、消費・安全局長、
食料産業局長、生産局長、経営局長、農村振興局長、政策統括官、
農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官、
農林水産研修所長、農林水産政策研究所長、各地方農政局長、
北海道農政事務所長 あて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年4月16日に緊急
事態宣言の対象地域が全国に拡大されたところである。

緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応については、「新
型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び
業務の対応について」（令和2年4月8日付け2予第71号大臣官房参事官（経
理）通知）で取扱いを定めたところであるが、緊急事態宣言の対象地域が全国に
拡大されたことに伴い、これを廃止し、今後の工事及び業務について、下記のと
おり取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

また、貴管下の施設等機関、地方支分部局及び各機関の長への通知については、
貴職から願います。

記

1. 受発注者による協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等

工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）については、
都道府県知事からの要請を踏まえつつ、今後の対応について受発注者による協
議を行う。

この協議の結果、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長
（以下「一時中止等」という。）の希望がある場合には、受注者の責めに帰す
ことができないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等
の変更（以下「一時中止措置等」という。）を行う。なお、一時中止措置等を行
った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しく
は業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応
する。一時中止の期間は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏ま
え、適切に設定する。

また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものに安全安心に必要な社会基盤として、公共工事が挙げられており、国民への食料の安定供給に不可欠な工事等や災害復旧等の国民の生命・財産の保護のために緊急かつ必要な工事等については、極力継続する前提で協議を行い、受注者から一時中止等の希望がある場合には、事情を十分に聴取した上で一時中止措置等を行うとともに、必要な対応を行うこととする。

2. 工事等の継続又は再開に当たっての感染拡大防止対策の徹底

工事等を継続又は再開する場合には、受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。

この際、密閉・密集・密接の三つの密を防ぐほか、測量・調査・設計等の業務においては極力テレワーク等を実施する。